

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イール妻沼

埼玉県熊谷市弥藤吾千二百二十番地一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

変更後に騒音測定を実施し、規制値を超える場合は、規制値以内となる対策を講じてください。

#### 二 縦覧期間

平成三十年十一月二十日から平成三十年十二月二十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター